

令和2年5月25日（投げ込み日）

**雲 仙 市**

担当課	観光商工部商工労政課
担当者	参事補 徳永 真幸
電話	0957-38-3111
FAX	0957-38-3205

## 「 雲仙市事業継続支援金 」 について

～新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者の皆様を支援します。～

- ・市では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大きく減少した市内の各事業者の皆様の事業継続を支援します。
- ・対象事業者は、市内に主たる事業所または住所を有する農漁業者及び中小企業者です。

### 〔支給要件及び支給額〕

- ①農漁業者 R2.3月～5月の平均売上が、前年同期の平均売上より20%以上減少。
- ②中小企業者 R2.3月～5月の1か月の売上が、前年同月の売上より20%以上減少。

- ・支給額＝（上記の売上減少額）×3か月分
- ・上限額：売上減少率が50%以上の場合は、上限30万円。  
売上減少率が20%以上50%未満の場合は、上限15万円。

（※農漁業者の申請書受付は、5月までの売上が必要ですので6月1日からです。）

### 〔申請期限〕

- ・令和3年3月25日まで。

### 〔提出するもの〕

- ①支給申請書
- ②売上金額が確認できる書類
- ③市内で事業を営んでいることが分かる書類
- ④支援金の振込先が分かる書類

### 〔その他〕

- ・詳細については、雲仙市ホームページへ掲載いたします。

[http://www.city.unzen.nagasaki.jp/info/prev.asp?fol\\_id=34356](http://www.city.unzen.nagasaki.jp/info/prev.asp?fol_id=34356)

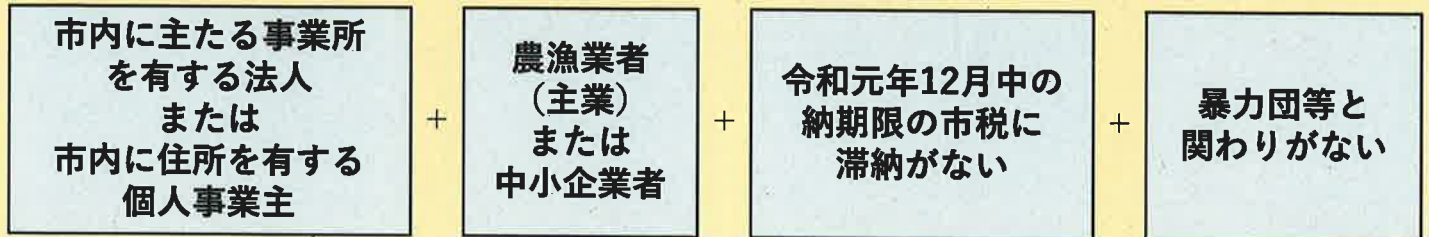


# 雲仙市内の事業者を支援します！

## ～雲仙市事業継続支援金のご案内～

新型コロナウイルス感染症拡大により、**売上が20%以上減少**した事業者に向けて支援金を支給します。【申請〆切 令和3年3月25日】

### ○対象となる事業者（※従業員の方は対象となりません。）



### ○売上減少の考え方

【**農漁業者の方**】※前年同期と比較して20%以上減少していること。

事業開始日	売上減少の考え方		
～平成31年3月1日	平成31年3月～ 令和元年5月の <b>平均売上</b>	→20%以上減少→	令和2年3月～ 5月の <b>平均売上</b>
平成31年3月2日～ 令和元年12月1日	事業開始～令和2年 2月の任意の連続する 3か月の <b>平均売上</b>		

【**中小企業者の方**】※前年同月と比較して20%以上減少していること。

事業開始日	売上減少の考え方		
～平成31年3月1日	平成31年3月～ 令和元年5月の 任意の <b>1か月の売上</b>	→20%以上減少→	令和2年3月～ 5月の任意の <b>1か月の売上</b>
平成31年3月2日～ 令和2年2月1日	事業開始～ 令和2年2月の任意 の <b>1か月の売上</b>		

### ○支給額

(支給額) = (上記考え方に基づく売上減少額) × 3か月分  
ただし、下記の**支給上限**があります。

上記売上の減少割合が、20%以上50%未満の場合、**15万円**  
50%以上の場合、**30万円**

### ○提出するもの

- ①支給申請書
- ②売上金額が確認できる書類
- ③市内で事業を営んでいることが分かる書類
- ④支援金の振込先が分かる書類

### ○提出方法

右記の担当課へ『**郵送**』して下さい。

【送付先】〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714

【担当課】

農業者の方 : 雲仙市農林課

漁業者の方 : 雲仙市農漁村整備課

中小企業者の方 : 雲仙市商工労政課

【TEL】0957-38-3111

# 申請のためのチェックリスト

## 1. 提出するもの

- 雲仙市事業継続支援金支給申請書（様式第1号）
- 売上金額が確認できる書類の写し
  - 【中小企業者・農漁業者共通】**
    - ・確定申告書（控）※農業所得は収支内訳書両面の写しも必要、決算書、月別売上台帳（手書きでも可） など
  - 【農業を主業として営む方】**※以下のいずれか
    - ・販売代金明細書等（農協・市場等が発行するもの）
    - ・農産物の販売額が確認できる通帳 など
  - 【漁業を主業として営む方】**※以下のいずれか
    - ・出荷伝票等（出荷先が発行するもの）
    - ・漁協の経済端末に入力されているデータ（漁協に出荷している方）
    - ・水産物の販売額が確認できる通帳 など
- 市内で事業を営んでいることが確認できる書類の写し
  - 【中小企業者】**※以下のいずれか
    - ・営業許可証、履歴事項全部証明書、開業届、確定申告書（控） など
  - 【農漁業者】**※以下のいずれか
    - ・確定申告書（控）、市・県民税申告書の写し
- 支援金の振込先がわかる書類
  - ・通帳の表紙見開き1枚目の写し、電子通帳画面コピー など

## 2. 申請書の内容確認

（表面）

- 生年月日は、代表者の生年月日になっているか。（創業日ではない。）
- 印鑑は、以下のいずれかが押印されているか。
  - ① 会社の角印＋代表取締役印
  - ② 代表取締役印
  - ③ 会社の角印＋代表者の私印
- 「支援金支給額」が誤った金額になっていないか。（上限金額以上の金額が記入されていないか。）
- 「支援金振込先」に記入もれ、誤りがないか。

（裏面）

- 売上確認表の「ア）農漁業者の場合」の「売上を比較される年月」の欄が連続する3か月になっているか。
- 「売上金額」の減少割合は小数点以下を切り捨てているか。
- 「4. 同意事項」の3つのチェック欄に「✓」が入っているか。

## 3. 提出するときの注意事項

- 感染症拡大防止のため、基本的には郵送での申請をお願いします。
- 市役所窓口へ持参いただいた場合でもお受けします。